

福島県の農家から出荷された牛肉の流通調査について

平成23年7月21日
京都府健康福祉部
(生活衛生課075-414-4773)

本日、福島県の特定農家から出荷された牛肉に係る保健所の調査経過は下記のとおりですのでお知らせします。

記

◆その1（7月20日報道資料提供案件の続報）

1 西宮市からの依頼経過

福島県二本松市等から出荷された、放射性物質に汚染された稲わらを給与した可能性のある家畜の流通調査

- ・7月18日 厚生労働省から、二本松市等から出荷された牛をと畜した西宮市等に流通状況の報告依頼（411頭分）
- ・7月19日 西宮市から京都府に調査依頼

2 西宮市が把握している流通状況

- ・4月11日～5月30日 と畜（西宮市）10頭
- ・10頭からそれぞれ小分けされた牛肉のうちの一部が、京都府内（京都市を除く）12店舗に流通

3 調査結果

- ・新たに3案件を調査（別紙のとおり）
- ・当該牛肉の保管が確認された1店舗（精華町の小売店）から検体を収去し、保健環境研究所で放射性物質の検査を実施

【実施結果】

検体名	生産地	放射性ヨウ素 (ベクレル/kg)	放射性セシウム (ベクレル/kg)
牛肉	福島県	不検出 (暫定規制値 なし)	暫定規制値未満 (33) (暫定規制値 500)

※本検査結果は、西宮市に情報提供

◆その他

7月16日に報道資料提供した長岡京市内の飲食店で提供された牛肉については、埼玉県において個体識別番号が同一の牛肉の調査が行われ、暫定規制値未満であることを確認しています。

【裏面へ】

(報道機関の皆様へ)

飲食店、小売店等での提供、消費が確認されている中、府民の不安を解消するためにも、下記事項について、併せて情報提供いただきますようお願いいたします。

<府民の皆様へ>

今回、放射性セシウムが含まれている稲わらを摂取していた牛で、これまでに検出された放射性セシウムの最大値4,350ベクレル/kg（基準：500ベクレル/kg以下）を、1日200gを食べた場合の被ばく量は0.0165ミリシーベルトで、2箇月間食べ続けた場合でも、0.99ミリシーベルトで、1年間に一般の人が受けても良い線量限度（1ミリシーベルト）と同程度であり、体への影響は心配はありません。（以上、厚生労働省及び専門家（京都府立医科大学大学院放射線診断治療学専攻 医学博士 奥山智緒（おくやま ちお）氏に同趣旨を確認）